

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【公開番号】特開2015-34124(P2015-34124A)

【公開日】平成27年2月19日(2015.2.19)

【年通号数】公開・登録公報2015-011

【出願番号】特願2014-142754(P2014-142754)

【国際特許分類】

C 0 4 B	35/462	(2006.01)
C 0 4 B	35/49	(2006.01)
H 0 1 L	41/187	(2006.01)
H 0 1 L	41/047	(2006.01)
H 0 1 L	41/083	(2006.01)
H 0 2 N	2/00	(2006.01)
B 4 1 J	2/14	(2006.01)
G 0 2 B	7/08	(2006.01)
G 0 2 B	7/04	(2006.01)
G 0 3 B	17/14	(2006.01)
G 0 3 B	17/02	(2006.01)

【F I】

C 0 4 B	35/46	J
C 0 4 B	35/49	Z
H 0 1 L	41/187	
H 0 1 L	41/047	
H 0 1 L	41/083	
H 0 2 N	2/00	C
B 4 1 J	2/14	3 0 5
B 4 1 J	2/14	3 0 7
B 4 1 J	2/14	6 1 3
G 0 2 B	7/08	Z
G 0 2 B	7/04	D
G 0 2 B	7/04	E
G 0 3 B	17/14	
G 0 3 B	17/02	

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月7日(2017.7.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記一般式(1)で表わされるペロブスカイト型金属酸化物と、Mnと、BiまたはBiおよびLiを含有し、前記Mnの含有量が前記金属酸化物100重量部に対して金属換算で0.04重量部以上0.400重量部以下、前記Biの含有量が前記金属酸化物100重量部に対して金属換算で0.042重量部以上0.850重量部以下、前記Liの含有量が前記金属酸化物100重量部に対して金属換算で0.028重量部以下であること

を特徴とする圧電材料。

( B a <sub>1-x</sub> C a <sub>x</sub> ) <sub>a</sub> ( T i <sub>1-y-z</sub> S n <sub>y</sub> Z r <sub>z</sub> ) O <sub>3</sub> (1) (式中、xは0.080、yは0.013、yは0.060、zは0.040、aは0.986 a 1.020を示す。)

【請求項2】

前記圧電材料がSiまたはBの少なくとも一方を含み、前記Siおよび前記Bの含有量の和が前記金属酸化物100重量部に対して金属換算で0.001重量部以上4.000重量部以下であることを特徴とする請求項1に記載の圧電材料。

【請求項3】

前記一般式(1)において0.02×0.08であることを特徴とする請求項1または2に記載の圧電材料。

【請求項4】

前記一般式(1)において0.03×0.08、かつ0.021z0.038であることを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の圧電材料。

【請求項5】

前記圧電材料を構成する結晶粒の平均円相当径が0.5μm以上10μm以下であることを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の圧電材料。

【請求項6】

前記圧電材料の相対密度が93%以上100%以下であることを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載の圧電材料。

【請求項7】

第一の電極、圧電材料部および第二の電極を少なくとも有する圧電素子であって、前記圧電材料部を構成する圧電材料が請求項1乃至6のいずれかに記載の圧電材料であることを特徴とする圧電素子。

【請求項8】

圧電材料層と、内部電極を含む電極層とが交互に積層された積層圧電素子であって、前記圧電材料層が請求項1乃至6のいずれかに記載の圧電材料よりなることを特徴とする積層圧電素子。

【請求項9】

前記内部電極がAgとPdを含み、前記Agの含有重量M1と前記Pdの含有重量M2との重量比M1/M2が0.25 M1/M2 4.0であることを特徴とする請求項8に記載の積層圧電素子。

【請求項10】

前記内部電極がNiおよびCuの少なくともいずれか1種を含むことを特徴とする請求項8に記載の積層圧電素子。

【請求項11】

請求項7に記載の圧電素子または請求項8乃至10のいずれかに記載の積層圧電素子を配した振動部を備えた液室と、前記液室と連通する吐出口を少なくとも有する液体吐出ヘッド。

【請求項12】

被転写体の載置部と請求項11に記載の液体吐出ヘッドを備えた液体吐出装置。

【請求項13】

請求項7に記載の圧電素子または請求項8乃至10のいずれかに記載の積層圧電素子を配した振動体と、前記振動体と接触する移動体とを少なくとも有する超音波モータ。

【請求項14】

駆動部に請求項13に記載の超音波モータを備えた光学機器。

【請求項15】

請求項7に記載の圧電素子または請求項8乃至10のいずれかに記載の積層圧電素子を振動板に配した振動体を有する振動装置。

【請求項16】

請求項 1 5 に記載の振動装置を振動部に備えた塵埃除去装置。

【請求項 1 7】

請求項 1 6 に記載の塵埃除去装置と撮像素子ユニットとを少なくとも有する撮像装置であって、前記塵埃除去装置の振動板を前記撮像素子ユニットの受光面側に設けたことを特徴とする撮像装置。

【請求項 1 8】

請求項 7 に記載の圧電素子または請求項 8 乃至 1 0 のいずれかに記載の積層圧電素子を備えた圧電音響部品。

【請求項 1 9】

請求項 7 に記載の圧電素子または請求項 8 乃至 1 0 のいずれかに記載の積層圧電素子を備えた電子機器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

本発明に係る圧電材料は、下記一般式(1)で表わされるペロブスカイト型金属酸化物と、Mnと、BiまたはBiおよびLiを含有し、

前記Mnの含有量が前記金属酸化物100重量部に対して金属換算で0.04重量部以上0.400重量部以下、前記Biの含有量が前記金属酸化物100重量部に対して金属換算で0.042重量部以上0.850重量部以下、前記Liの含有量が前記金属酸化物100重量部に対して金属換算で0.028重量部以下であることを特徴とする。

(Ba<sub>1-x</sub>Ca<sub>x</sub>)<sub>a</sub>(Ti<sub>1-y-z</sub>Sn<sub>y</sub>Zr<sub>z</sub>)O<sub>3</sub> (1) (式中、xは0.080、yは0.013、yは0.060、zは0.040、aは0.986 a 1.020を示す。) 本発明に係る圧電素子は、第一の電極、圧電材料部および第二の電極を少なくとも有する圧電素子であって、前記圧電材料部を構成する圧電材料が上記の圧電材料であることを特徴とする。